

学校いじめ防止基本方針

令和4年度

島本町立第二中学校

(いじめの定義)

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈いじめ防止対策推進法第2条〉

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、「いじめは決して許されない」ということを生徒及び教職員が共通認識を持ち、さらに、保護者・地域他関係者と連携を図りながら、すべての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、組織的に取り組むこととする。

(生徒の責務)

- ・ いじめは決して行ってはならず、また放置してはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、以下に定める基本施策を踏まえ、日ごろから生徒の見守りや実態把握に努め、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、組織的に、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止・年間計画の作成

- 生徒同士の絆づくり、安心できる居場所作り、共感できる集団作りの推進
- 生徒が安心し、新たな学びにつながる授業づくり
- 社会体験や生活体験の中で他人と共感できる環境づくり
- 道徳の授業を中心とした人権意識や規範意識の醸成
- 生徒会活動による生徒主体のいじめ防止の取組企画

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・ 生徒対象 いじめ防止・生活アンケートの実施 年3回（6月、11月、2月）
- ・ 教育相談週間 年1回（1学期末 三者懇談期間中）実施
- ・ 三者懇談会、学級懇談会、学年懇談会等でのいじめ等に関する聞き取りを実施

イ いじめ相談体制

- ・ 通報、相談窓口の設置（担任・副担任、生徒指導担当、養護教諭、SC）
- ・ スクールカウンセラーの活用（カウンセリング及び校内会議の中での情報共有）
- ・ 教育相談週間の周知

ウ インターネットやSNSを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 生徒への情報モラル教育、SNSといじめの関連性の周知
- ・ 保護者への啓発（PTA活動と連携したスマホ講習会等の実施）

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「生徒指導委員会」の設置

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、
児童生徒支援担当（施設連携担当兼ねる）、養護教諭、SC、SSW

<活動>

- ・年間計画の作成に関すること
- ・生徒会と連携した生徒の主體的ないじめ防止等の取組に関すること
- ・いじめ防止等の取組検証、評価に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（QUテストなどアンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒への指導に関する
こと
- ・校内研修に関すること
- ・その他、いじめ防止等に関すること

<開催>

- ・週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置（緊急いじめ対策会議の招集）

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、対象生徒のプライバシーの配慮を行いながら、すみやかに事実の有無の確認を行い、緊急いじめ対策会議（管理職・生徒指導担当、該当教員）を開き、いじめの認定を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、教育委員会への報告とともに、いじめをやめさせ、再発を防止する目的で、いじめを受けた生徒・保護者に対するケアと安全確保。いじめを行った生徒への指導ならびにその保護者への教育的助言を継続的に行う。
- ウ いじめの状況に応じては、加害生徒に対して毅然とした態度で臨むと同時に、本人に心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下で、別室において学習させるなどの教育的措置を講じる。
- エ いじめ事象の関係者間における余計な争いを生じさせないように、事案に係る必要な情報を関係保護者との間で共有するために必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事象については、教育委員会及び所轄警察署・児童相談所等と連携して対処する。

③重大事案への対処

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席しなければならないことなどを余儀なくされている場合は、次の対処を行う。
- ア 重大事態の疑いが発生した旨を、管理職から島本町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会の指導の下、当該事案に対処する組織「学校サポートチーム」の調査結果をもとに、その他対応を行う。
- ウ その後も上記組織を中心として、調査と対応など、教育委員会に設置されている附属機関と協力して実施する。

(3) その他の留意事項

①保護者・地域他関係者との連携等について

- ・基本方針の策定に当たっては、保護者・地域他関係者からの参画を得る。
- ・いじめの問題の重要性の認識を広め意識啓発を図るため、学校いじめ基本方針を学校HP等で公開する。

②学校教育自己診断における取組検証について

- ・いじめの実態把握及びいじめ防止の措置を適切に行うため、学校教育自己診断の項目にいじめの早期発見やいじめ防止に関する取組に関することに加え、自己評価をおこなう。

③いじめ解消の定義について

- ・いじめが解消しているとは、いじめ行為が止んでいる（3か月を目安）と同時に被害生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

資料 1

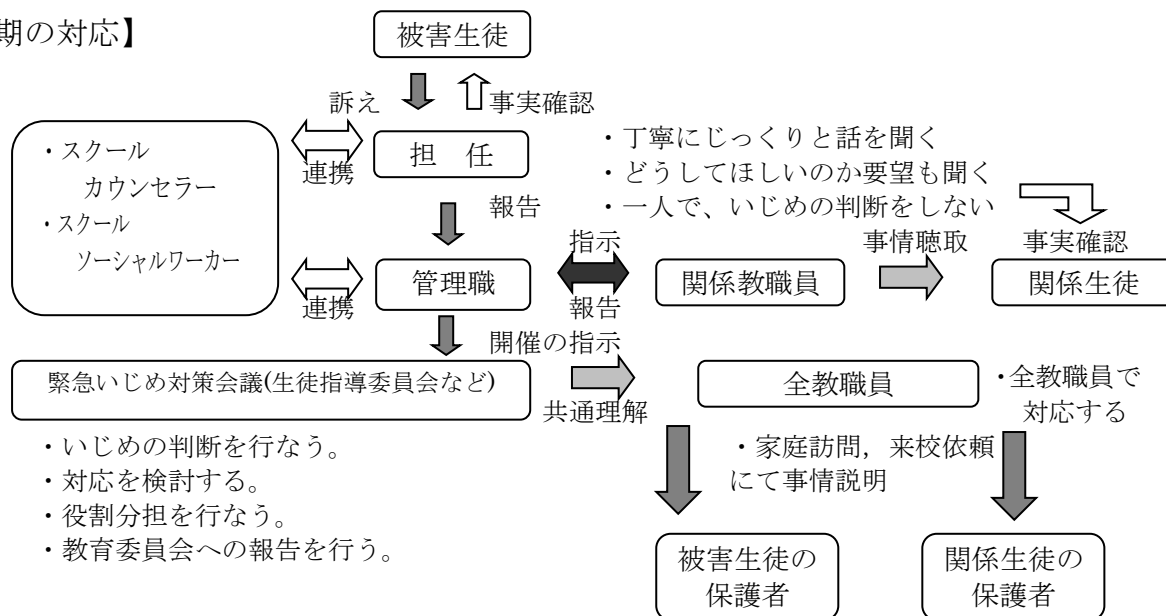
いじめ防止等に関する年間計画						
月	学校		生徒	保護者	地域・その他	
4	生徒指導委員会（定例）	いじめ・不登校虐待防止委員会（定例）		学級懇談 PTA 登下校指導	土曜参観	
5			QU テスト			学校協議会
6			校内研修	いじめ防止週間（生徒会）		
7				いじめ防止いごちアンケート		学校協議会
			学期末集計	三者懇談		
8			教委ヒアリング			
9					PTA 登下校指導	学校協議会
10				いじめ防止取組		
11				いじめ防止いごちアンケート		
				学校教育自己診断		
12			教委ヒアリング			
			QU テスト 学期末集計	三者懇談		
1		いじめ防止週間（生徒会）	PTA 登下校指導	学校協議会		
2	検証・総括	いじめ防止いごちアンケート				
3		二者懇談		学校協議会		
	年度末集計					

資料2 「児童生徒の問題行動に対する初期対応マニュアル」

1. いじめ

〈具体的事例〉
担任をしている1年生生徒が、同じクラスの4人の児童に無視され、悪口を言われていると訴えてきた。

【初期の対応】



【初期対応の留意事項】

○いじめを訴えてきた生徒への対応

- ・どのような状況であるのかを、時間をかけて、丁寧に聞く。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待つ。
- ・本人の要望（どうしたいのか、どうして欲しいのか）を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうかの判断をしない。

●校内緊急いじめ対策会議（管理職、生徒指導担当、当該教諭）を招集し、いじめの判断を行う。

○いじめたと訴えられた関係生徒への対応

- ・プライバシーに配慮し、いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
- ・これまでの事実を正確に把握する。特にチーム対応でそれぞれの生徒から個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら、全体像をつかむ。

○校内生徒指導委員会

- ・年三回のいじめ防止アンケート結果からいじめの事態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた生徒を支援する対応策を考える。
- ・万が一いじめ事象が生じた場合は、できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員でチーム対応できるよう詳細な役割分担を行う。
(誰が、いつ、どこで、何をするのか) SCも含め検討する。
- ・加害生徒の保護者への説明の仕方、内容等も具体的に委員会内で検討する。
(複数での対応、電話では済ませない等。)

重大事態発生時の対応フローチャート

